

事務所通信

平成25年秋号

こんにちは、立川です。
いつもありがとうございます。

東京都港区東新橋にある、株式会社さくらコーポレーション（現在は社名を変更しているようです）という、ゴルフ会員権の売買を仲介する会社に、東京国税局の調査が入ったようです。同社は、倒産したゴルフ会員権を個人の方から低価格で買い取り、取引手数料を得ていました。そのときの営業トークが、所得税の確定申告をすれば、所得税が還付されますという、脱税指南であったようです。

個人のゴルフ会員権の譲渡の損失は「総合課税」の扱いとなり、給与所得との相殺ができます。これを損益通算といいます。したがって、給与所得である役員報酬の源泉所得税の一部または全部が還付されるのです。

ここで注意していただきたいのは、個人が、倒産後にそのゴルフ場の会員権を仲介業者に売ったとしても、損益通算はできないという点です。

東京国税局が問題にしたのは、本当は倒産後に行われた取引であるのに、倒産前の取引であると偽って、仲介業者が書類を発行した点です。

つまり、東京国税局の調査で「ゴルフ会員権取引計算書」と、売却にかかる取引手数料の領収書の日付を、偽って倒産前の日で発行していたことが判明したのです。

当事務所のお客さまも、この会社の営業トークに乗ってしまい、10月1日に、予告なしに国税局や税務署の調査が来たというご連絡を受けました。

もちろん、「今日は都合が悪いです。会計事務所立会いのもとで調査を受けますので、改めて日程調整をします。」と仰っていただき、当日は調査担当官に引き取ってもらいました。

個人でゴルフ会員権を売った場合、倒産後では、損益通算できません。つまり、倒産後に売っても、所得税の還付を受けることができませんので、くれぐれもご注意くださいませ。

また、万が一、還付を受けてしまったら、還付金相当額の返還のほかに、重加算税、延滞税というペナルティが課せられてしまいます。どうぞ、ご注意くださいませ。

なお、東京国税局は、この会社を刑事告訴するそうです。早ければ、来年、新聞記事になると思われます。

10月1日に、消費税が来年4月1日から8%となることが正式に決定しました。

消費税の税率アップ分を価格に転嫁できるかどうかは、企業にとっての経営問題になります。 具体例でみていきます。

税込 73,500,000 円で仕入れた商品を、税込 105,000,000 円で販売したとします。そしてこの取引のために、役員報酬を含む人件費が、28,000,000 円かかったとします。仮に年間取引がこれだけであったとします。この時、消費税の納税は、1,500,000 円となり、年間利益は 2,000,000 円ですね。

来年4月以降、税込 75,600,000 円で仕入れた商品を、税込 108,000,000 円で販売したとします。同じく役員報酬を含む人件費が、28,000,000 円かかったとし、年間取引がこれだけであったとします。この時、消費税の納税は、2,400,000 円となり、年間利益は 2,000,000 円となります。

ところで、来年4月以降、税込 75,600,000 円で仕入れた商品を、税込 105,000,000 円で販売したとします。同じく役員報酬を含む人件費が、28,000,000 円かかったとし、年間取引がこれだけであったとします。この時、消費税の納税は、2,177,700 円となり、年間利益はマイナス 777,700 円となってしまいます。

(注) 税込 105,000,000 円 \times 8/108 = 7,777,777 円 \rightarrow 7,777,700 円

このように、消費税の税率アップ分を価格に転嫁できないと、消費税の税率アップ前と同じだけの利益を上げるためには、売上をさらに上げるか、あるいは、仕入れを下げてもらうか、経費を削減するかという問題に直面します。

そして、消費税率が5%から8%になると、納税額は6割増となってしまいます。
(上記の例では、1,500,000 円から 2,400,000 円になっていますね。)

どうか、消費税の納税資金のご準備を、よろしくお願いいたします。

消費税率のアップとともに、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」があわせて、公表されました。主なものは次のとおりです。

1. 生産性向上設備投資促進税制の創設

青色申告法人で、産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までの間に、生産性向上設備等に該当するもので、一定規模以上のものを取得して、国内で事業に使用したときには、即時償却・特別償却または税額控除ができるようになります。

1. 産業競争力強化法は、平成25年中に施行が予定されています。
2. 機械装置は、1台あたりの取得価額が160万円以上であることが条件です。
機械装置は、対象となる用途・細目は制限がありません。
3. 工具、器具備品、建物、建物付属設備は1台あたりの取得価額が120万円以上であることが条件です。対象となる用途・細目は、冷暖房用機器など制限があります。
中小企業者は、器具備品のうち、サーバーも対象となります。
4. 中小企業者は、1点の取得価額が70万円以上のソフトウェアも対象になります。
5. 平成28年3月31日までは、即時償却または税額控除ができます。

(注) 即時償却とは、事業に使用したときに、全額経費にできるということです。
税額控除とは、法人税(個人事業者は所得税)から取得価額の5%または3%を、控除できるということです。ただし、税額控除額は、当期の法人税額(または所得税額)の20%が限度とされます。

2. 中小企業投資促進税制の2年間の延長と拡充

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていた、機械等を取得して事業に使用したとき、特別償却か、法人税(個人事業者では所得税)からの税額控除制度が、平成29年3月31日まで延長となります。

また、青色申告法人で、産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までの間に、生産性向上設備投資促進税制の対象となる特定機械装置等を取得して、国内で事業に使用したときに、即時償却または7%の税額控除ができるようになります。

なお、資本金3,000万円以下の中小企業者は、10%の税額控除ができます。

3. 少額減価償却資産の経費処理の2年間延長

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていた、少額減価償却資産(その年度での取得価額の合計が300万円まで)の経費処理が、2年間延長となります。

これにより、1点の取得価額が30万円未満の少額減価償却資産は、決算期に関係なく平成28年3月31日までに取得して事業に使用したとき、経費処理ができることとなります。ただし、その年度における取得価額の合計が300万円に達するまでを限度とされます。

4. 所得拡大促進税制の緩和

所得拡大促進税制については、適用期限を平成30年3月31日まで延長したうえで、条件が大幅に緩和されます。

以下のすべての条件を満たすと、雇用者の給与の支給増加額の10%を法人税額（または所得税額）から税額控除できるというものです。

ただし、税額控除額は、当期の法人税額（または所得税額）の10%（中小企業は20%）が限度とされます。

【現行制度】

適用のための条件は、

1. 給与等支給増加額の基準給与等支給額（平成24年度）に対する増加割合が5%以上であること
2. 給与等支給額が前期以上（個人事業者の場合は前年以上）であること
3. 平均給与等支給額が前期以上（個人事業者の場合は前年以上）であること

【改正案】

適用のための条件は、

1. 「給与等支給増加額の基準給与等支給額（平成24年度）に対する増加割合が5%以上であること」という条件が、次のように緩和されます。
 - ① 平成27年4月1日前に開始する適用年度は2%以上
 - ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度は3%以上
 - ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度は5%以上
2. 給与等支給額が前期以上（個人事業者の場合は前年以上）であること（現行と同じ）
3. 平均給与等支給額および比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与に改めたうえで、平均給与等支給額が、前期を上回ること

（代 表 立 川 勝 一）